

セーフティネット・危機関連保証制度チェック表（添付書類等）

※添付書類は、1申請につき1セットご準備ください。

申込者

申請区分に応じた申請書（1部）及び申請書の写し

※自署の場合、押印は不要です。

※必ず全項目記入されているかも一度確認してください。

※直近とは、基本的に申請月の前月分をご記入ください（例：4月申請分は、直近は3月分）。ただし月が変わったばかりで、直近の売上高を疎明する書類が準備できない場合は、前々月分でも可能とします。

※直近1カ月の売り上げが前年同期と比較して増加している等で申請が困難な場合は、直近1カ月を含む連続する6か月以内の平均と前年同期との比較でも可能となりました。

例：申請月がR2.12の場合、R2.9~11の平均とR1.9~11の平均、R2.6~11の平均とR1.6~11の平均等

※新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高等は比較対象とはせず、原則として前々年の同期と比較することとします。ただし前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、前年同期と比較することは可能とします。（比較の可否については裏面参照）

売上高等計算表（1部）

売上高が分かる書類 <決算書・試算表、確定申告書、売上を管理している任意の帳票等>

※上記売上高計算表のA、B、Dにあたる書類については、必ず添付してください。ただし、Aにあたる書類については、直近分が用意できない場合は柔軟に対応いたします。Cは今後の見込みのため、書類は不要です。

※ご用意いただいた書類について、A、B、Dに該当する箇所をマーカー等でチェックしてください。

※上記書類がない場合は、引用した売上高が記載されたもの（例：excelで売上を管理されているもの、手書きの売上管理帳票等）で構いません。

事業所の開始年月日、事業所の所在地がわかる書類

（法人の場合：履歴事項全部証明書、個人の場合：確定申告書など）

※法人の場合は登記上の住所地または事業実態のある事業所の所在地（注）、個人の場合は事業実態のある事業所の所在地での認定となります。

（注）登記上の住所地に事業実態がない場合は、事業実態のある事業所の所在地を管轄する市町村での認定となります。

事業所の位置図

※地図等をコピーし、マーカー等でわかりやすくしてください

(1) 「最近1か月」が令和2年12月の場合

①感染症の影響を受けたのが令和2年2月の場合

(比較対象年・月)										(直近月)			比較可否	理由
平成31年/令和元年				令和2年					令和3年					
12	1	2		12	1	2		5		12	1	2		
				★						★			×	コロナの影響を受けた令和2年2月は比較対象とすることはできない。
				★						★			×	コロナの影響を受ける直前同期よりも前の期と比較している。
				★						★			○	コロナの影響を受けた後の令和2年2月に替え平成31年2月を比較対象とする。
				★						★			×	恣意的に比較対象月を替えることは不可。

②感染症の影響を受けたのが令和2年5月の場合

(比較対象年・月)										(直近月)			比較可否	理由
平成31年/令和元年				令和2年					令和3年					
12	1	2		12	1	2		5		12	1	2		
				★						★			○	前年同期より後にコロナの影響を受けた場合は、前年同期比較。
				★						★			×	コロナの影響を受ける直前同期よりも前の期と比較している。
				★						★			×	同上
				★						★			×	同上

(2) 「最近1か月」が令和3年4月の場合

①感染症の影響を受けたのが令和2年4月の場合

(比較対象年・月)									(直近月)			比較可否	理由
平成31年/令和元年			令和2年						令和3年				
4	5	6	4	5	6		9		4	5	6		
★			★						★			○	前年同期以前にコロナの影響を受けた場合は、前々年同期比較。
★			★						★			×	コロナの影響を受けた後の時期を比較対象にはできない。
★			★						★			×	同上
★			★						★			×	同上

②感染症の影響を受けたのが下図★印の月の場合

(比較対象年・月)									(直近月)			比較可否	理由
平成31年/令和元年			令和2年						令和3年				
4	5	6	4	5	6		9		4	5	6		
			★						★			○	前年同期より後にコロナの影響を植えた場合は、前年同期比較。
			★						★			○	コロナの影響を受けた後の令和2年5、6月に替え令和元年5、6月を比較対象とする。
			★						★			×	コロナの影響を受けた後の時期を比較対象にはできない。
			★						★			○	コロナの影響を受けた後の令和2年6月に替え令和元年6月を比較対象とする。